

別紙

意見聴取に関する手続要領

第1 趣旨

この要領は、本市が所管する社会福祉法人が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第8項の規定に基づく支援を受けようとする場合に必要な手続を定めるものとする。

第2 支援依頼及び通知

- 1 地域公益事業を行う社会福祉充実計画を作成しようとする社会福祉法人（以下「法人」という。）は、4月下旬の別に定める日までに意見聴取支援依頼書（様式第1号）を市に提出しなければならない。
- 2 1により依頼があったときは、市は、意見聴取支援通知書（様式第2号）により法人に通知しなければならない。
- 3 地域公益事業を行う社会福祉充実計画の変更承認を申請しようとする場合も、原則として同様の手続とする。
- 4 地域公益事業を取りやめることなどに伴い、意見聴取手続が必要なくなったときは、法人は、その旨を書面により市に通知しなければならない。

第3 専門分科会での説明等

- 1 意見聴取の実施通知を受けた法人は、意見聴取が行われる松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に出席し、社会福祉充実計画の概要及び地域公益事業の詳細を説明しなければならない。
- 2 法人は、専門分科会の委員等から質問等があったときは、丁寧な回答又は説明に努めなければならない。

第4 意見聴取結果の反映

- 1 法人は、意見聴取における地域公益事業に関する意見を斟酌し、必要に応じ地域公益事業の内容に反映させるものとする。
- 2 法人は、意見聴取における主な意見の内容と当該意見を事業の中にどのように反映させたかを社会福祉充実計画に記載しなければならない。

第5 実施状況の報告

地域公益事業を実施した法人は、地域公益事業実施状況報告書（様式第3号）により、前年度の実施状況を毎年4月末日までに事務局に報告するものとする。

様式第1号（第2関係）

年 月 日

意見聴取支援依頼書

（あて先）松山市長

| | | |
|-------------|---------------------------|-----------|
| 依頼者 | 社会福祉法人の所在地 | |
| | 社会福祉法人の名称 | |
| | 理事長の氏名 | |
| 社会福祉充実計画の概要 | | 別紙計画案のとおり |
| 地域公益事業 | 概要（名称、規模、数量等を具体的に記載すること。） | |
| | 対象区域 | |
| | 実施予定年度 | |
| | 事業費（うち社会福祉充実残額充当額） | |

注 次の書類を添付すること。

- 1 社会福祉充実残額算定シート
- 2 社会福祉充実計画案
- 3 社会福祉充実計画（特に地域公益事業）に関し参考となる資料

様式第2号（第2関係）

| | |
|--|---|
| 年 月 日 | |
| 意見聴取支援通知書 | |
| 松山市長 | |
| 依頼年月日 | 年 月 日 |
| 社会福祉法人の名称 | |
| 出席を要する意見聴取（松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会） | 日時 |
| | 場所 |
| 連絡先 | 松山市 福祉推進部 指導監査課 社会福祉法人・施設整備担当 電話番号 948-6867 |
| 注意 1 出席できる人数には限りがあるので、事前に調整することがあります。 2 出席された方には、社会福祉充実計画の概要及び地域公益事業の詳細についての説明と質疑への対応をお願いします。 3 事前に提出いただいている社会福祉充実計画以外に当日配付を希望する資料がある場合は、事前に申し出てください。 | |

様式第3号（第5関係）

| | | |
|---------------------------------------|---------------------------|-----------|
| | | 年 月 日 |
| <p>地域公益事業実施状況報告書</p> <p>（あて先）松山市長</p> | | |
| 報 告 者 | 社会福祉法人の所在地 | |
| | 社会福祉法人の名称 | |
| | 理事長の氏名 | |
| 地 域 公 益 事 業 | 概要（名称、規模、数量等を具体的に記載すること。） | |
| | 実施時期 | 年 月 ～ 年 月 |
| | 事業費（うち社会福祉充実残額充当額） | |

注 地域公益事業の実施状況が確認できる書類（位置図、図面、写真等）を添付すること。